

# 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

## 廃棄物処理法との関係

使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、エアバッグ類は、その金銭的価値の有無にかかわらず、すべて廃棄物となり、特段の定めがない場合は、廃棄物処理法の基準が適用されます。(自動車リサイクル法第121条)

## 保管場所の掲示

廃棄物(使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、その他)の保管場所(事業所以外の保管場所も含む)には、廃棄物処理法に基づき周囲に囲いを設け、見やすい場所に、次の事項を記載した掲示板を設置しなければなりません。

記載例

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨
- ② 保管する廃棄物の種類
- ③ 管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 積み上げる高さ
- ⑤ 保管の上限

使用済自動車等の保管場所	
廃棄物の種類	使用済自動車・解体自動車
管理者の氏名又は名称及び連絡先	□□自動車(株) 電話 ○○○-○○○-○○○○
積み上げ高さ	2段積み 最大〇m
保管の上限	使用済自動車 最大〇台、解体自動車 最大〇台

60 cm×60 cm以上

## 廃棄物の処理について

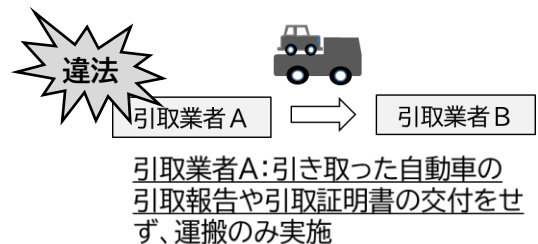
使用済自動車の解体に伴って生ずる不要となったもの(廃油、廃液、廃バッテリー、廃タイヤ等)は、産業廃棄物です。

- ① 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、引き渡す廃棄物の種類ごとの許可をもっている業者へ委託しなければなりません。また、収集運搬は産業廃棄物収集運搬業者へ、処分は産業廃棄物処分業者へ委託しなければなりません。
- ② 産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、収集運搬業者又は処分業者とそれぞれ委託契約を結ばなければなりません。
- ③ 産業廃棄物を処理業者に引き渡すときは、マニフェストを交付しなければなりません。
- ④ 産業廃棄物の処理状況を確認し、最終処分が終了したことを確認してください。

## 廃棄物処理法の特例

自動車リサイクル法の登録又は許可を受けた事業者は、自らが行う引取り・引渡しに係る使用済自動車等の運搬・処理を行う場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要です。ただし、運搬・処理にあたっては、廃棄物処理基準に従う必要があります。

★自動車リサイクル法の登録又は許可を受けた事業者が、使用済自動車等の運搬のみを行うことは違法です。



★使用済自動車等の運搬を他者に委託して行う場合は、廃棄物処理法の許可をもっている事業者へ委託する必要があります。